

事務連絡

令和8年6月15日

各 都道府県介護保険主管部（局）御中

厚生労働省老健局高齢者支援課  
介護業務効化・生産性向上推進室

「介護テクノロジー一定着支援事業 Q&A（令和8年度）」の送付について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和8年度（令和7年度からの繰越分）介護テクノロジー一定着支援事業につきましては、「令和8年度（令和7年度からの繰越分）介護テクノロジー導入・協働化・経営改善等支援事業の実施について」（令和8年4月7日老発0407第3号厚生労働省老健局長通知）の別紙1「令和8年度（令和7年度からの繰越分）介護テクノロジー一定着支援事業実施要綱」（以下、「実施要綱」という。）により実施しているところですが、今般、別紙のとおり「介護テクノロジー一定着支援事業 Q&A（令和8年度）」としてまとめましたので、令和8年度の事業実施にあたり参考としていただきますようお願いいたします。

**【照会先】**

厚生労働省老健局高齢者支援課

介護業務効率化・生産性向上推進室 富田、高橋

電話番号：03-5253-1111（内線 3876）

E-mail：kaigoseisansei\_hojokin@mhlw.go.jp

介護テクノロジー定着支援事業 Q & A (令和8年度)

問1

昨年度の実施要綱には、「情報端末について、1台あたりの補助額は10万円以内とする」との定めがあったが、この定めはなくなったのか。

(答)

ご認識の通りですが、情報端末機器を含めて基準額の範囲内での補助となります。

問2

介護ソフトの定着促進費は、介護ソフトの導入に伴って発生する定着促進費用を見るものであり、介護ソフトを今回導入しない場合は補助することができないか。

(答)

ご認識の通りです。

問3

補助額の基準額において、インカムの上限額が100万と設定されているが、1機器あたりの上限額と考えてよいか。

(答)

ご認識の通りです。

問4

効率的なコミュニケーションを図るための機器も補助対象となるが、インカムの他各種チャットツール（LINE ワークス等）も補助対象となるのか。

(答)

職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器に該当するものと考えられるため、補助対象としていただいて差し支えありません。

問5

介護テクノロジーのパッケージ型導入支援について、「連動することで効果が高まる」とはどのように判断するのか。

(答)

「介護テクノロジーのパッケージ型導入支援の例」に記載しているとおり、「介護業務支援」に該当するテクノロジー（介護ソフト等）と他のテクノロジーを合わせて活用することで、単体で活用するよりも効果的に活用できると判断できるか、といった視点でご判断ください。

問6

バックオフィスソフトを導入する際に、一気通貫の環境が実現している必要があるか。

(答)

バックオフィスソフトは実施要綱4(1)イ「その他」に該当する機器であるため、一気通貫の環境が実現されていなくても、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると実施主体が判断した機器であれば補助対象として差し支えありません。

問7

導入支援と一体的に行う業務改善支援について、研修は必ず都道府県のセンターか厚労省委託事業の相談窓口が実施するものでなければならないか。また、研修を受講する時期はいつでもよいのか。

(答)

厚生労働省委託事業による「生産性向上ビギナーセミナー」及び「生産性向上フォローアップセミナー（講義形式・ワーク形式）」の受講（参加）、または「デジタル中核人材養成研修」の受講（参加）で要件を満たすこととして差し支えありません。

なお、「生産性向上フォローアップセミナー」については、講義形式・ワーク形式に関わらず要件を満たします。

また、研修及び相談は当該年度に受講・実施することとし、介護テクノロジーの業務改善等について十分に理解した上で介護テクノロジーを導入することができるよう、研修は原則として介護テクノロジー等の導入前に受講するようにしてください。

なお、センター設置時期が当該年度の下半期となる等、やむを得ず導入前に研修を受講できない場合は、導入後の受講となっても差し支えありません。

過年度に全く同内容の研修を受講している場合には、他の担当者が受講すること等を想定しています。

問8

令和5年度補正予算で対象としていた「保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、セキュリティ対策、ICT導入に関する他事業所からの照会等に応じた場合の経費など）」は、付帯費用に含まれるか。

(答)

実施要綱4（1）アの機器等の導入に付帯して必要となる経費であれば、主となる機器と併せて導入する場合に限って補助対象として差し支えありません。

問9

介護ソフトの5年間の使用权（ライセンス）を購入する場合、購入した年度に全額を補助対象として扱って良いか。また、月払いのリースやサブスクリプションなどを新規に導入する場合、その経費はどこまで補助の対象となるか。

(答)

「補助対象額＝当年度の支払金額」となります。使用权（ライセンス）期間で判断するのではなく、使用权（ライセンス）を購入した際の支払金額で判断してください。例えば、使用权（ライセンス）が複数年の介護ソフトでも、当年度に全額支払った場合は全額が補助対象となります。一方、使用权（ライセンス）が複数年の介護ソフトで支払金額が1年分（毎年払い）であれば、1年分の金額が補助対象となります。

また、リース費用やサブスクリプション費用も含め、使用权（ライセンス）が複数年に渡る場合でも、初年度に複数年度分の費用をまとめて支払った場合は、その費用全体が補助対象となります。

問10

介護テクノロジーのレンタル費用も補助対象と考えて差し支えないか。

(答)

お見込みのとおり。

問 11

ケアプランデータ連携システムにより5事業所以上とデータ連携を実施していることはどのように判断するのか。

(答)

7(1)に定める業務改善計画において、連携状況を確認する項目を設けました。業務改善計画の様式については別途連絡した内容をご確認ください。「データ連携を実施」とは、ケアプランデータ連携システムを利用して、ケアプランの送受信を行っている(または令和8年度中に予定している)ことです。なお、「居宅介護支援費に係るシステム評価検討会」において、ケアプランデータ連携システムと同等の機能とセキュリティを有するシステムとして認められたものを含みます。

問 12

補助要件に「ケアプランデータ連携システムの利用を開始していること」とあるがデータ連携実績がなくてもよいのか。

(答)

今年度より、データ連携の実績があることを要件とします。

問 13

介護ソフトの基準額について、「利用者一人あたりのライセンス料で合計金額が変動する契約の場合」とは具体的にどのようなケースを想定しているか。

(答)

介護ソフトにおいて、アカウント数によってライセンス料が変動する場合を想定しています。介護ソフトを使用するアカウント数によってライセンス料が変動する場合、アカウント数が増えるほど、料金が増えることが一般的なため、職員数によって基準額を設定しています。

問 14

補助要件について、「SECURITY ACTION 対象外の事業所については、同等の対策(一つ星 or 二つ星)を講じていることを宣言すること」とあるが、詳細な条件を教えてください。また、宣言するために必要な手続や留意事項について教えてください。

(答)

詳細な条件は以下HPを確認ください。当HPの「一つ星を宣言する」、「二つ星を宣言する」に条件が記載されています。なお、当条件を達成しているかどうかについては、7(1)に定める業務改善計画において、確認する項目を設けました。

また、手続にあたる留意事項は以下のとおりになりますので、管内事業所へ周知いただくようお願いいたします。

<参考>独立行政法人 情報処理推進機構 (IPA) SECURITY ACTION

<https://www.ipa.go.jp/security/security-action/sa/>

【事業所への周知事項】

(1) 事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、「法人」ではなく便宜上「個

人事業主」の区分を選択して、以下の2パターンのどちらかで申し込んでください。

<パターン1> 事業所 or 施設が所属する法人名を登録しておきたい場合

代表者名(姓)：事業所 or 施設が所属する法人名

代表者名(名)：事業所 or 施設の名称

屋号：(記入しない)

<パターン2> 事業所 or 施設の代表者名を登録しておきたい場合

代表者名(姓)：事業所 or 施設の代表者の姓

代表者名(名)：事業所 or 施設の代表者の名

屋号：事業所 or 施設の名称

(2) SECURITY ACTION 自己宣言の確証として、SECURITY ACTION 申込時にメールで返送された「自己宣言 ID のお知らせ」を保管しておくようにしてください。

万一、該当メールを紛失した場合は、SECURITY ACTION 事務局に自己宣言 ID を照会する問合せを行い、その回答メールを代替とすること。

<参考>SECURITY ACTION 事務局への問合せ方法

SECURITY ACTION のお問い合わせフォーム(※)で「自己宣言をしているが忘れた、自己宣言 ID を忘れた」を選択し、必要事項を入力してお問い合わせする。

(※) <https://info.ipa.go.jp/form/pub/inquire/sa-ing>

なお、自己宣言 ID・登録状況の照会は自己宣言事業者(ご担当者様)ご本人より行ってください。

問 15

テクノエイド協会の福祉用具情報システム(TAIS)に移動用リフトのつり具の部分も掲載されているが、複数購入することは可能か。

(答)

原則、同時に導入する介護リフト等の台数と同数を補助対象とします。

問 16

介護ソフト機能調査の結果はどこで確認できるか。

(答)

厚生労働省 HP「介護テクノロジーの利用促進」(<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html>)の「補助金参考資料」をご参照ください。

なお、今年度より介護ソフト機能調査のレイアウトを変更しております。

また、本調査は介護ソフトの機能について、介護ソフト事業者からアンケートをとった結果を記載したもので、厚生労働省が保証するものではありません。

問 17

テクノロジー導入の際の工事費を補助対象としてよいか。また、メーカーからの機器説明にかかる費用を「機器等の導入に付帯して必要となる経費」として補助対象としてよいか。

(答)

工事費については、「機器等の導入に付帯して必要となる経費」(実施要綱4【留意事項】)と

して補助して差し支えありません。

機器説明にかかる費用については、「機器等の導入に付帯して必要となる経費」と実施主体が認める場合は、補助して差し支えありません。

問 18

介護ソフトの改修に要する費用は対象となるか。

(答)

以下に対応するための改修に要する費用については対象経費として差し支えありません。

- ① 「ケアプランデータ連携標準仕様」に対応するための改修
- ② 「入退院時情報連携標準仕様」に対応するための改修
- ③ 「訪問看護計画等標準仕様」に対応するための改修
- ④ 厚生労働省が別途定める方式による財務諸表のデータ出力機能を実装するための改修
- ⑤ 「LIFE 標準仕様」(※)に対応するための改修

※ 令和3年10月20日付事務連絡「科学的介護情報システム(LIFE)と介護ソフト間におけるCSV連携の標準仕様」

問 19

「居宅療養管理指導」も「ケアプランデータ連携システム」の導入が補助要件となるのか。

(答)

居宅療養管理指導については、ケアマネージャーによる給付管理サービスの対象外であり、サービス利用票を送付することがないため、「ケアプランデータ連携システム」を日常的に利用するケースが想定されません。そのため、居宅療養管理指導の事業所については、ケアプランデータの連携を行う計画となっている場合に限り、「ケアプランデータ連携システム」を使用することを補助要件とします。

問 20

福祉用具貸与事業所が、貸与するための福祉用具を購入する場合も補助対象としてよいか。

(答)

「介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると実施主体が判断した機器等」には該当しないため、補助対象としては認められません。